

豊橋市 様

豊橋市バイオマス資源利活用施設
整備・運営事業

21年度 年間業務報告書

1. 運転管理業務

①公共下水汚泥(年間)

	受入日平均(日)	受入量(m ³ /年)
余剰+重力濃縮	342.25	124,922.0
公共下水道	8.52	3108.73
計	350.77	128,030.73

②地域下水道・し尿浄化槽汚泥(年間)

	受入日平均(日)	受入量(t/年)
し尿	3.95	1442.35
浄化槽汚泥	138.15	50423.08
地域下水道	1.27	464.11
計	143.37	52,329.54

③生ごみ、発酵不適物(年間)

	受入日平均(日)	受入量(t/年)
家庭系	37.16	13,562.66
事業系	8.17	2,980.55
発酵不適物	10.79	3,938.60
生ごみ処理量	34.53	12,604.61

	搬出量(t)	含有率(%)	含水率(%)
発酵不適物	3938.60	23.8%	58.6

下水汚泥搬入量:日平均約351m³/日(対計画値:98%)、地域下水道・し尿浄化槽汚泥搬入量:日平均約143m³/日(対計画値:131%)となりました。

生ごみ搬入量:日平均約47t/日(対計画値:78%)という受入状況で、発酵不適物発生率は約24%でした。

従い、生ごみ処理量(受入量-発酵不適物)は計画を下回っており、対計画値:約66%でした。

本年度は公共下水道は計画値をわずかに下回り、し尿・浄化槽汚泥が上回る結果となっています。

生ごみ搬入量、処理量はともに計画値を下回っています。

④バイオガス発生量/発電量/FIT送電量(年間)

ガス発生量(Nm ³)	当年度メタン濃度(%)	発電用(Nm ³)	余剰燃焼(Nm ³)	炭化用(Nm ³)
3,573,738	60.7	3,257,214	171,408	1,326

※バイオガス発生量は、発電用+余剰用+炭化用の合計値を表示。発酵槽1+発酵槽2の流量計合計値:3,921,111Nm³。(参考)末端機器での流量値総和と発酵槽1,2出口(=脱硫設備入口)との差異は約10%です。

発電量(kWh)	FIT送電量(kWh)	発電機運転時間(H)	買電量(kWh)
7,537,034	6,670,072	7,793	3,142,196

⑤返流水量、洗浄水量(年間)

返流水量(m ³ /年)	返流水(m ³ /日)	基準値(m ³ /日)
1,250,660	3,426	6,000

洗浄水量(m ³ /年)	洗浄水量(m ³ /日)	基準値(m ³ /日)
205,904	564	1,000

⑥炭化燃料(年間)

	搬出量(t)	備考
炭化燃料	2,237.5	6.1 t/日

バイオガス発生量(発電用+余剰用+炭化用合計):日平均約9,791Nm³/日(対計画値:85%)、発酵槽出口合計量10,743Nm³/日(対計画値:93%)という結果となりました。

計画を下回ったものの、発酵原料の投入配管、発酵物循環配管の定期洗浄により、原料投入およびメタン発酵槽の温度維持に配慮して管理を行い、昨年度を上回る発生ガス量となっています。

発電量は約7,537千kWh(日平均:20,469kW/日)で、自己消費を差し引いたFIT送電量は約6,670千kWh(検針)。

今年度は5月に大規模整備を行った関係で、年間発電量は昨年度を下回りましたが、大きな発電機不具合もなく、定期整備を除き順調に運転することができました。

炭化燃料搬出は約2,237t/年(6.1t/日)とやや計画値(2,482t/年)を下回りました。

⑦用役搬入量(年間)

項目	単位	計画	搬入量
硫酸(75%)	t	3.0	1.6
苛性ソーダ(25%)	t	35.0	24.8
次亜塩素酸ナトリウム(12%)	t	78.0	57.5
尿素	t	21.0	12.0
活性炭(受入棟低濃度・高濃度、濃縮脱水棟脱臭用)	t	0.0	0.0
活性炭(重力濃縮用)	t	1.4	0.0
充填剤(t) シロキサン用	t	0.4	0.9
乾式脱硫剤	t	4.0	5.9
高分子凝集剤(脱水)	t	43.0	45.0
高分子凝集剤(濃縮)	t	5.4	5.0
高分子凝集剤(し尿等濃縮)	t	0.0	0.1
消泡剤	t	2.1	0.6
消石灰	t	17.5	28.7
都市ガス(×1000m3)	m3	1,242	1,387
上水	m3	2,400	2,121
洗浄水(×1000m3)	m3	365	206
軽油(L)	L	7,200	6,820

2ヶ月毎報告

今年度の用役搬入量は概ね計画量に近い数値で推移しました。脱臭設備の安定運転により、硫酸、苛性ソーダ、次亜塩素酸ナトリウム使用量は計画値を下回りました。乾式脱硫器は脱硫能力の低下に伴い脱硫剤を交換しておりますが、一時的に生物脱硫設備が使用不能になったため、計画よりも多くの脱硫剤を搬入しています。都市ガスは計画値を上回りました。炭化設備の運転系列切替回数が多いこと、冬場の含水率悪化に伴い、乾燥設備での使用量がやや多いことによるものと推測しています。

21年度 年間運転報告

項目	Q					計
	1Q	2Q	3Q	4Q	計	
	91	92	92	90	365	
計画量(t or m3/月)	公共下水汚泥受入量	32,743	33,103	33,103	32,383	131,332
	地域下水道・し尿浄化槽汚泥受入量	9,990	10,100	10,100	9,880	40,070
	生ごみ受入量	5,319	5,378	5,378	5,261	21,336
	発酵不適物量	532	538	538	526	2,134
	発酵不適物比率[%]	10%	10%	10%	10%	10%
	生ごみ処理量	4,787	4,840	4,840	4,735	19,202
公共下水汚泥実績量(m3/月)	余剰+重力濃縮	30,582.0	30,033.0	33,004.0	31,303.0	124,922.0
	公共下水道	822.59	660.17	719.05	906.92	3,108.73
	合計	31,404.59	30,693.17	33,723.05	32,209.92	128,030.73
地域下水道・し尿浄化槽汚泥実績量(m3/月)	し尿	363.83	396.44	383.16	298.92	1,442.35
	浄化槽汚泥	12,477.58	12,830.44	12,798.23	12,316.83	50,423.08
	地域下水道	18.63	62.77	63.35	319.36	464.11
	合計	12,860.04	13,289.65	13,244.74	12,935.11	52,329.54
生ごみ実績量(t/月)	家庭系	3,486.22	3,541.08	3,217.48	3,317.88	13,562.66
	事業系	767.63	774.40	758.85	679.67	2,980.55
	小計	4,253.85	4,315.48	3,976.33	3,997.55	16,543.21
	小計(t/日)	46.75	46.91	43.22	44.42	45.32
	発酵不適物量	1,061.08	961.05	980.66	935.81	3,938.60
	発酵不適物比率[%]	24.9%	22.3%	24.7%	23.4%	23.8%
	生ごみ処理量	3,192.77	3,354.43	2,995.67	3,061.74	12,604.61
上段:実績量/計画量(%) 下段:実績量(日平均:m3又はt/日)	公共下水汚泥	95.9%	92.7%	101.9%	99.5%	97.5%
		345.1	333.6	366.6	357.9	350.8
	地域下水道・し尿浄化槽汚泥	128.7%	131.6%	131.1%	130.9%	130.6%
		141.3	144.5	144.0	143.7	143.4
	生ごみ受入量	80.0%	80.2%	73.9%	76.0%	77.5%
		46.7	46.9	43.2	44.4	45.3
	発酵不適物量	199.5%	178.6%	182.3%	177.9%	184.6%
		11.7	10.4	10.7	10.4	10.8
	生ごみ処理量	66.7%	69.3%	61.9%	64.7%	65.6%
		35.1	36.5	32.6	34.0	34.5
バイオガス	バイオガス発生量(実績:発酵槽(1+2))	969,491	891,645	967,951	1,092,024	3,921,111
	バイオガス発生量(実績:発電+余剰+炭化)	881,251	808,942	879,417	1,004,128	3,573,738
	メタン濃度(%)	62.0	60.5	60.6	59.9	60.7
電気(kWh)	発電	1,648,048	1,889,831	1,925,381	2,073,774	7,537,034
	送電	1,459,786	1,678,482	1,715,267	1,816,537	6,670,072
	買電	773,470	742,161	804,732	821,833	3,142,196
	送電/発電 比率[%]	88.6%	88.8%	89.1%	87.6%	88.5%
	発電(kWh/日)	18,110	20,542	20,928	23,042	20,656
	売電(kWh/日)	16,042	18,244	18,644	20,184	18,278
	消費電(kWh/日)	10,568	10,364	11,031	11,990	10,988
炭化燃料搬出量(t)	炭化燃料	607.96	550.35	548.02	531.18	2,237.51
	搬出量(t/日)	6.7	6.0	6.0	5.9	6.1
薬剤・燃料搬入量	硫酸(t)	0.5	0.5	0.3	0.3	1.6
	苛性ソーダ(t)	7.5	8.9	5.0	3.5	24.8
	次亜塩素酸ナトリウム(t)	16.9	16.9	23.7	0.0	57.5
	尿素(t)	0.0	4.0	4.0	4.0	12.0
	活性炭(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	充填剤(t) シロキサン用	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9
	乾式脱硫剤(t)	0.0	2.0	3.9	0.0	5.9
	高分子凝集剤(t)	12.3	9.9	12.2	15.8	50.2
	消泡剤(t)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.6
	消石灰(t)	7.5	4.5	7.5	9.2	28.7
	都市ガス(×1000m3)	363.3	314.2	339.7	370.1	1,387.3
	軽油(L)発酵不適物搬出車両用	1,676.0	1,795.0	1,622.0	1,727.4	6,820.4
	軽油(L)非常発電機用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水使用量(m³)	上水(m3)	521.0	508.0	543.0	549.0	2,121.0
	洗浄水(m3)(×1000m3)	42.0	46.6	57.7	59.6	205.9
放流量	返流量(m3)(×1000m3)	321.3	285.6	319.6	324.1	1,250.7

第8期 決算報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

事業報告

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社豊橋バイオウイル

株式会社豊橋バイオウィル 事業報告

〔 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで 〕

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当社は、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するために平成 26 年 11 月 10 日に設立され、豊橋市と平成 26 年 12 月 11 日付で締結した事業契約に基づいて業務を遂行しております。

当期は運営開始から 5 年目を迎えました。今期、受入バイオマスについては、全量受入を行い、施設は年間を通して順調に稼働しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

	第 7 期	第 8 期（当期）
	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日
売上高	720,369,931 円	715,991,074 円
経常利益	7,560,984 円	8,129,782 円
当期純利益	4,839,505 円	5,630,605 円
1 株当たり当期純利益額	48,395 円 05 銭	56,306 円 05 銭
総資産	4,199,222,606 円	4,000,993,023 円
純資産	95,586,576 円	101,217,181 円
1 株当たり純資産額	955,865 円 76 銭	1,012,171 円 81 銭

(5) 会社に対処すべき課題

バイオマスの受入に支障は与えない中で、経年劣化等に伴う機器の故障等がいくつか発生しています。次年度も引き続き日常点検、定期点検に加えて予防保全を適宜実施し、設備の信頼性を高めるとともに、確実な維持管理・運營業務に努めます。

2. 会社の状況

(1) 主要な事業内容

本事業に関する以下の業務

- ① 設計業務
- ② 建設業務
- ③ 維持管理・運営業務
- ④ 発酵後汚泥の利活用業務
- ⑤ 付帯事業
- ⑥ 上記①～⑤の業務に付随又は関連する一切の業務

(2) 主要な事業所

本店：愛知県豊橋市神野新田町字中島5番地

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行可能な株式の総数 400株
- ② 発行済み株式の総数 100株
- ③ 当期末株主数 4名

(4) 株主の状況

株主名	株主の当社への出資状況	
	株式数	議決権比率
JFEエンジニアリング株式会社	60株	60.0%
鹿島建設株式会社	29株	29.0%
鹿島環境エンジニアリング株式会社	10株	10.0%
株式会社オーテック	1株	1.0%
計	100株	100.0%

(5) 新株予約権の状況

- ① 現に発行している新株予約権

該当事項はありません

- ② 当期中に株主以外のものに対し特に有利な条件で発行した新株予約権状況

該当事項はありません

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況

該当事項はありません

- ② 子会社の状況

該当事項はありません

(7) 主要な借入先及び借入額（令和4年3月31日現在）

優先ローン

単位：円

借入先	借入額（残高）
百五銀行	2,413,201,546
豊橋信用金庫	1,115,440,928
計	3,528,642,474

(8) 役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	佐藤 匡則	JFEエンジニアリング株式会社環境本部 アクア事業部運営部 部長
取締役	川村 寛	JFEエンジニアリング株式会社環境本部 アクア事業部運営部 第一運営室 室長
取締役	安部 博文	JFEエンジニアリング株式会社 環境本部 アクア事業部バイオマスプラント部プロジェクト室長
取締役	中神 幹雄	JFEエンジニアリング株式会社環境本部 アクア事業部運営部 第一運営室
取締役	重松 諭	鹿島建設株式会社環境本部 企画管理室 室長
取締役	上田 一晴	鹿島建設株式会社中部支店 支店次長
取締役	尾形 正	株式会社オーテック 建設事業部 営業課 次長
監査役	高橋 弘毅	JFEエンジニアリング株式会社 経理部

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	0円
監査役	1名	0円
計	8名	0円

3. 会計監査人に関する事項（令和4年3月31日現在）

(1) 会計監査人の氏名 山口 益功

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位：円)

	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	300,000

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

内部統制システム構築の基本方針として、当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

〈1〉取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- [1] 当社の経営にかかわる重要事項は、取締役会規則など社内規程にしたがい、取締役会において審議のうえ決定する。
- [2] 業務執行は、代表取締役社長のもと、取締役会の審議・決定にもとづき執行する。そのような審議・決定に付されない案件・事項については、決裁権限規程等にもとづき執行される。
- [3] コンプライアンスに関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度を整備し、適切に運用する。

〈2〉取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- [1] 取締役会における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議において審議をつくり決定する。

〈3〉取締役の職務執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- [1] 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしたがい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- [2] 重要事項に係る決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。

〈4〉損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- [1] 事業活動、コンプライアンス、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、代表取締役社長および担当取締役がリスクの認識に努め、必要に応じ取締役会等において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。
- [2] 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。

〈5〉 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[1] JFEエンジニアリング株式会社の子会社である当社は、JFEグループに属する会社として、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ本基本方針に定める事項について体制を整備する。

[2] リスク管理体制

当社は、JFEエンジニアリング株式会社の定める規程等に基づき、当社における一定の重要な事項についてJFEエンジニアリング株式会社の審査を受ける。

[3] コンプライアンス体制

(ア) 当社は、JFEエンジニアリング株式会社により設置されるコンプライアンス委員会における、JFEグループのコンプライアンスに関する基本方針および重要事項の決定に従い、施策の実施状況の監督を受けることにより、コンプライアンス経営を推進する。

(イ) 自社のコンプライアンスに関する基本方針および重要事項について、取締役会において審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。

[4] 財務報告・情報開示体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

② 会社法施行規則第100条3項各号に掲げる体制

〈1〉 監査役の職務を補助する使用人、その独立性に関する事項

[1] 現行、そのような使用人は設置していない。

〈2〉 監査役への報告に関する体制

[1] 監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

[2] 取締役および使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

〈3〉 監査役に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

[1] 当社は、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報された違反行為等を監査役に報告した者が不利な取り扱いを受けないことを周知し、徹底する。

〈4〉 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制

[1] 当社は、監査役職務遂行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる

〈5〉 その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- [1] 取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等の監査役の活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。

③ 継続的な見直し

本基本方針およびそれにしがたい構築された内部統制システムについては、継続的な見直し、改善に努める。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

① 本年度における内部統制体制の主な運用状況

当社の内部統制体制の構築、運用状況は以下の通りです。

〈1〉 経営の重要事項の審議・決定手続

当社に関する経営の重要事項については、当社の取締役会規則等に定められた決定手続きに従って取締役会等適切な会議体で審議・決定しています。

〈2〉 内部統制に関する各種施策の実施状況（倫理法令順守・リスク管理含む）

当社の内部統制体制は、基本方針に基づき構築、整備され、適切に運用されています。当年度においては重要な見直しはありません。

〈3〉 企業倫理ホットライン(内部通報制度)の運用

当社の企業倫理ホットラインへの通報は、本報告時点で発生しておりません。事案発生の際の体制は整備されています。

〈4〉 当社に対する内部監査の実施状況

親会社の内部監査部門と連携し、当社の業務の有効性・効率性・法令・定款の遵守状況について、親会社の内部監査部門の監査計画に基づき財務分野を中心に適切に監査を実施しています。

〈5〉 取締役等の職務執行状況について、必要に応じて監査役へ報告されている旨
監査役監査の実効性を確保するため、当社より取締役等の職務執行の報告が必要に応じて適切になされています。

② 上記内容については、当社監査役に報告済みです。

以 上

計 算 書 類

第8期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

目 次

	頁
1. 貸借対照表	1
2. 損益計算書	2
3. 株主資本等変動計算書	3
4. 個別注記表	4
	以上

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	【4,000,941,142】	【流動負債】	【556,472,794】
現金及び預金	256,596,255	買掛金	332,807,076
売掛金	211,095,263	未払金	2,365,000
割賦売掛金	3,528,642,474	一年内返済長期借入金	215,594,318
未収入金	4,607,150	未払法人税等	904,100
		未払消費税等	4,802,300
【固定資産】	【51,881】	【固定負債】	【3,343,303,048】
投資その他の資産	51,881	長期借入金	3,313,048,156
繰延税金資産	51,881	繰延割賦利益	30,254,892
		負債合計	3,899,775,842
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	【101,217,181】
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	0
		利益剰余金	1,217,181
		その他利益剰余金	1,217,181
		繰越利益剰余金	1,217,181
		【評価・換算差額等】	0
		純資産合計	101,217,181
資産合計	4,000,993,023	負債純資産合計	4,000,993,023

損 益 計 算 書

自令和 3年 4月 1日

至令和 4年3月31日

(単位：円)

科 目	金	額
【 売 上 高 】		715,991,074
売 上 高	501,616,029	
割 賦 売 上 高	214,375,045	
【 売 上 原 価 】		702,541,393
外 注 費	490,004,419	
割 賦 売 上 原 価	212,536,974	
売 上 総 利 益		13,449,681
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		4,964,560
営 業 利 益		8,485,121
【 営 業 外 収 益 】		20,667,130
受 取 割 賦 利 息	18,696,058	
土 地 賃 貸 収 入	1,971,072	
【 営 業 外 費 用 】		21,022,469
支 払 利 息	19,082,195	
土 地 賃 借 料	1,940,274	
経 常 利 益		8,129,782
税 引 前 当 期 純 利 益		8,129,782
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	904,100	
法 人 税 等 調 整 額	1,595,077	2,499,177
当 期 純 利 益		5,630,605

株主資本等変動計算書

自令和3年4月1日

至令和4年3月31日

(単位:円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000,000					△ 4,413,424	△ 4,413,424	95,586,576
当期変動額								0
資本金の払込								0
剰余金の配当								0
別途積立金								0
当期純利益						5,630,605	5,630,605	5,630,605
自己株式の取得								0
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動 額(純額)								0
当会計期間中の 変動額合計	0	0	0	0	0	5,630,605	5,630,605	5,630,605
当期末残高	100,000,000	0	0	0	0	1,217,181	1,217,181	101,217,181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高			95,586,576
当期変動額			0
資本金の払込			0
剰余金の配当			0
別途積立金			0
当期純利益			5,630,605
自己株式の取得			0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動 額(純額)			0
当会計期間中の 変動額合計	0	0	5,630,605
当期末残高	0	0	101,217,181

個 別 注 記 表

自令和 3年 4月 1日
至令和 4年 3月 31日

計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数

単位:株

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	100	-	-	100

(2) 配当に関する事項

該当事項ありません

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,012,171円81銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

56,306円05銭

附 属 明 細 書

第8期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

1 事業報告の附属明細書

該当事項はありません

2 計算書類の附属明細書

目 次

	頁
1. 有形固定資産および無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	1
3. 販売費及び一般管理費の明細	1

以上

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

該当事項ありません。

2. 引当金の明細

該当事項ありません。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	円	
事 務 用 品 費	1,235	
支 払 手 数 料	3,892,430	
租 税 公 課	22,991	
保 険 料	945,430	
諸 会 費	30,000	
雑 費	72,474	
合 計	4,964,560	

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社豊橋バイオウィル
取締役会 御中山口公認会計士事務所
愛知県名古屋市
公認会計士

山口 蒼 功

監査意見

私は、株式会社豊橋バイオウィルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、すべての重要な点において、個別注記表に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項-計算書類等の作成の基礎

個別注記表に記載されているとおり、計算書類等は、豊橋市水道事業及び水道事業管理者との事業契約書の財務報告条項を遵守するため、会計監査人設置会社に適用される「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」によらず、中小企業のための一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として認められる「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して作成されている。同要領においては、一定の場合には会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が容認されているため、上記以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、個別注記表に記載された会計の基準に準拠して計算書類等を作成することであり、また、計算書類等の作成にあたり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、個別注記表に記載された会計の基準に準拠しているか

どうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年5月25日

株式会社豊橋バイオウイル

監査役 高橋 弘毅

